明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（経済産業一一）　一

省　令

○経済産業省令第十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第一項及び第三十七条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

経済産業大臣　海江田万里

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

（電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十一条の三　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において、津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

第十六条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十六条第三項中第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。